

Creating IP Vision for the World

2019 年 11 月に中国湖北省武漢市で発生し、瞬く間に全世界に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、感染力の強い変異型の出現もあり、未だ収束の兆しは見ておりません。COVID-19 により人々の安全で安心な生活が脅かされ、経済活動も大きな影響を受けています。感染拡大を抑制するための外出自粛や移動制限、ソーシャル・ディスタンスの確保、3 密の回避等、人々の生活様式は大きく変わり、ニューノーマル時代が到来しました。

企業活動においては、在宅勤務やリモートワークが一般的となり、今まで対面で行っていた営業、販売、サービス等も、非接触、非対面のビジネスモデルの導入が余儀なくされました。COVID-19 の感染予防対策により、企業のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が加速したとされています。今後、ワクチン接種が進み、有効な治療薬が開発されて COVID-19 が収束しても、もはや人々の生活様式や企業活動は、元には戻らないだろうとの予測も出ています。

COVID-19 により、日本知的財産協会（JIPA）の活動も大きな影響を受けています。

JIPA の定常的な活動は、第一に、委員会、プロジェクト、部会等の調査・研究や政策提言などの活動であり、第二は、研修による人材育成及び広報の活動です。

第一の委員会等の活動では、21 の委員会（総合企画、人材育成、会誌広報の各委員会、及び 18 の専門委員会）、8 つのプロジェクト、及び 8 つの業種別部会、地域別部会・地区協議会において、会員企業から派遣された委員が特定テーマの調査・研究活動を行い、政策提言、論説・報告書発表、国際協調、ベストプラクティスの共有などを行っています。

これら委員会等の活動は、COVID-19 の感染拡大前（before-corona）では委員が一堂に会し、対面での会議・討議を行っていましたが、感染拡大後（with-corona）ではリモートでの会議・討議への変更を余儀なくされました。委員等にとっては、会場への移動時間が節約されるというメリットがある半面、人と人の繋がり、共感が得られ難いことが大きな課題になっています。

また、従来派遣参加していた国際会議は、リモートでの参加、もしくは参加を見合わせるようになりました。海外の知的財産関連機関への提言等については、訪問団の派遣は中止し、書面での意見書提出となりました。

第二の活動のうち、人材育成については、知財初心者から上級者まで幅広くカバーする定例コースに加え、時宜にかなったテーマで開催する臨時コース、海外で研修を行う海外コース、更には経営的センスを養うため選抜人材を育成する特別コースなど充実したプログラムを準備していたのです

が、COVID-19 の感染拡大後（with-corona）は、多くのコースが中止またはリモート開催への変更を余儀なくされました。2020 年度の JIPA 研修の受講者数は、6,360 名（前年度比 43%）になりましたが、オンライン研修の拡充等、会員の皆様のご要望に応えられるよう、できる限りの対策を講じた結果と考えております。

一方、最近の世界情勢に目を移しますと、米中の対立激化が懸念されます。日本は、安全保障では米国に依存している一方、経済面では中国との関係も重要であり、今後、どのような対応を取っていくべきか、難しい選択を迫られています。知的財産が米中貿易摩擦の一因になっていることも注目されます。

また、地球環境がますます悪化し、気候変動や環境保護への対応が急務となっています。近年、多くの企業が SDGs (Sustainable Development Goals) を踏まえた経営、事業を推進しており、知的財産による貢献も期待されています。

第四次産業革命、Society5.0 といったデジタル新時代では、知財活動は、従来の特許・意匠・商標などの産業財産権中心の活動から、著作権・営業秘密（トレードシークレット）のマネジメント、更には新たな情報財（広義の知財）と呼ばれる AI・IoT などのデータの利活用といった領域にまで広がってきています。

今年度、JIPA のスローガンは、英語の “Creating IP Vision for the World” に一本化することにしました。昨年度までのスローガンは 2009 年に制定されたものですが、当時は、「世界から期待され、世界をリードする JIPA」を目指していたことから、日本語と英語を併記することになりました。

その後 12 年が経ち、WIPO との連携や諸外国への政策提言等の活動により、世界における JIPA のプレゼンスは向上しました。もはや日本語のスローガンに込められていた思いはある程度達成できたと言えるでしょう。これからは、世界に向けて知財ビジョンを発信しつづける JIPA でありたいと思います。

2021 年度の JIPA は、ニューノーマルに則した活動形態をとりながら、以下の基本方針に沿って活動を進めていきたいと考えております

I. 基本方針

1. 委員会・プロジェクト・部会等の活動の見直し・強靱化

(1) ニューノーマルに則した活動

- ・ JIPA 活動に参加する会員の安全と安心を最優先とし、COVID-19 感染状況に応じ、WEB 会議等の活用、社会的距離（ソーシャルディスタンス）を確保した理事会、委員会・プロジェクト・部会等の活動・運営を行う。

(2) 政策プロジェクトの再編

- ・ SDGs プロジェクトを新設し、WIPO GREEN や SDGs に関する情報を積極的に会員企業に提供し、各企業の活動をサポートする。
- ・ アジア戦略プロジェクトを廃止し、グローバル模倣品対策プロジェクトを新設する。
- ・ 第四次産業革命プロジェクトのうち、AI 分科会は 2020 年度中に理事長直下に AI 研究会を設置し活動を移行済み、パテントプール分科会は 2021 年度から SDGs プロジェクトに移行、新ビジネス分科会は終了とする。

(3) クロスファンクショナルな活動

- ・ AI、IoT、ビッグデータ、デジタル・トランスフォーメーション（DX）等、産業財産権や業種をまたがる知財問題・課題に対しては、関連する委員会・プロジェクト間で積極的に連携し、クロスファンクショナルな活動で対応する。

(4) 理事長直下の研究会等活動

- ・ 経済安全保障等の重要かつ動きの読みにくい政策課題に適時対応するため、昨年度に引き続き、理事長直下の研究会等を適宜設置する。昨年度設置した経済安全保障研究会は、本年度も引き続き定期的な情報収集と意見交換を継続する。

2. 知財に関する人材育成（研修）・広報活動の継続

- ・ 『グローバルな事業競争力を高めるための知財活動ができる人材』を育成する研修の企画立案・改変を推進する。
- ・ ニューノーマルに則したオンライン研修（PC ライブ研修／オンデマンド研修）の実施を行う。オンライン研修の長所を生かし、地方会員や知財担当者が少人数の会員が参加しやすいコースの開設も検討する。
- ・ 知財部門向けの「知財管理」誌、経営層にむけた「季刊じば」、及び知財教育資料としても有用な別冊資料などの発行は継続する。テレワーク／リモートワークの普及に鑑み、配信媒体の更なるデジタル化（紙媒体の削減）も検討する。

3. 知財で新たな価値や提案をドライブする未来志向の協会活動へのチャレンジ

- ・ 第四次産業革命プロジェクトは、標準分科会、社会と法制度分科会、オープンイノベーション分科会の3分科会で活動を継続する。
- ・ WIPO-PJ、国際政策PJ、グローバル模倣品対策PJ、日中企業連携PJ、SDGsPJ などにおいて、今までに培った国際的なネットワークを活かして、新たな知財上の課題の整理、国際協

調、Society5.0、SDGs 実現にむけた社会貢献など未来志向の活動を行う。

4. ニューノーマル時代における JIPA 財政の在り方

- ・ JIPA の主な収入は、入会金・年会費収入及び研修収入である。昨今、ニューノーマル時代の到来を背景に、産業構造の変化が生じ、JIPA の会員であった関連会社の統合・合併により正会員数は減少していくことが予想される。一方で、研修は研修会場に集合する形態から DX を反映したオンライン研修に形態を変え、研修に必要な直接費用も大きく変化している。DX の特質を最大限活かした（地方における）新規会員や研修受講生の獲得を含め、このようなニューノーマル時代における、将来的な、今後の JIPA 財政の在り方を早めに議論しておく必要がある。

5. 関連官庁とのダイアログ

- ・ 特許庁、経産省・知的財産政策室、内閣府・知的財産戦略推進事務局等の知財関連官庁とのハイレベルダイアログの場を確保し、知財施策に係る産業界と関連官庁トップとの良好な意思疎通を図る。

II. 基本方針を達成するための 2021 年度重点活動計画

1. 2021 年度の委員会・プロジェクト活動

(1) 委員会・プロジェクト体制

- ・ 総合企画委員会
- ・ 人材育成委員会、会誌広報委員会
- ・ 専門委員会（18 専門委員会）

特許第 1、特許第 2、国際第 1、国際第 2、国際第 3、国際第 4、医薬・バイオテクノロジー、ソフトウェア、著作権、マネジメント第 1、マネジメント第 2、情報システム、情報活用、ライセンス第 1、ライセンス第 2、意匠、商標、及びフェアトレードの各委員会

- ・ プロジェクト（8 プロジェクト）

グローバル模倣品対策、日中企業連携、国際政策、JIPA 知財シンポジウム、WIPO、次世代コンテンツ政策、第四次産業革命、及び SDGs の各プロジェクト

なお、「AI、IoT、ビッグデータ、デジタル・トランスフォーメーション（DX）」等、産業財産権や業種をまたがる知財問題・課題に対しては、関連する委員会・プロジェクト間では積極的に連携し、クロスファンクショナルな活動で対応するように、正副理事長会議、理事会、委員長会にてその連携に向けた調整に取り組むものとする。

(2) ニューノーマルに則した活動

- ・ 一昨年まで積極的に実施してきた海外派遣については、COVID-19の感染リスクからグローバル会議等の会合形態がWEB会議等のオンライン形式となっており、今後の参加にあたっては、都度、当該会合の開催形式を確認するとともに、安心・安全の観点も含め、会員各社の海外渡航に対する方針を十分に考慮しながら、決定するものとする。
- ・ プロジェクト、委員会の各活動は、COVID-19に関し東京都（関西等、地方活動の場合は当該地域の公共団体要請も参酌）、厚労省、経団連の方針・要請に従って対策方法を考え、会合参加者の人数規模に応じ、
 - ①WEB会議システムを利用した会合、
 - ②実際に参集する会合、
 - ③それらを組み合わせたハイブリッド会合、の「3つの形態」で柔軟に実施する。

なお、活動に際しては、コロナ禍における「委員会・プロジェクト運営要領」を遵守するとともに、「参加票（兼）コロナウイルス感染防止チェック票」を事前に記入し、一定期間の保管を行う。

(3) 政策プロジェクトの新設、及び総合企画委員会の新たな活動内容

- ・ SDGsプロジェクトを新設し、WIPO GREENやSDGsに関する情報を積極的に会員企業に提供し、各企業の活動をサポートする。

例えば、WIPOや日本特許庁と連携しながら、本年度中にWIPO GREENに関する国際シンポジウム等を企画、実施するとともに、同様な活動を計画していく。
- ・ アジア戦略プロジェクトを廃止し、グローバル模倣品対策プロジェクトを新設する。グローバル模倣品対策プロジェクトは、アジア戦略プロジェクト（模倣品対策WG）が担ってきたアジア地域の模倣品対策をグローバルの模倣品対策に拡大してこれにあたる。東アジア地域の知的財産制度改正に関する意見発信活動においてアジア戦略プロジェクト（法改正WG）が担ってきた役割は、国際第3委員会に移管する。
- ・ 第四次産業革命プロジェクトのうち、AI分科会は2020年度中にAI研究会としての活動に移行済み、特許分科会は2021年度からSDGsプロジェクトに移行、新ビジネス分科会は活動が一段落したことから、それぞれ終了とする。
- ・ 総合企画委員会を中心に、ニューノーマル時代における、将来的な、今後のJIPA財政のあり方を議論し、答申を行う。

また、総合企画委員会で、必要に応じて、テレワーク/リモートワークにおけるWEB会議等の活用、社会的距離（ソーシャルディスタンス）を確保した委員会・プロジェクトの会議・会合のあり方なども議論をさらに深め、JIPA活動の見直しを図っていく。

(4) 未来志向の協会活動へのチャレンジ

- ・ 第四次産業革命プロジェクトは、標準分科会、社会と法制度分科会、オープンイノベーション分科会の3分科会で活動を継続し、第四次産業革命、Society5.0といったデジタル新時代という大きな変化に即した内容を議論し、知財で新たな価値や提案をドライブするとともに、未来志向の協会活動にチャレンジする。以て、当該アウトプットを会員会社の活動に資するものとしていく。

(5) グローバル活動の推進

本年度も関連プロジェクト・専門委員会間の連携のもと、オンライン形式も併用しつつ各種会議・会合に参加し、当協会会員のニーズに沿った意見発信と制度の実現を図る。

① 制度調和に向けた国際政策活動

- ・ 三極ユーザー会議を継続実施して三極特許庁に対して具体的提案を行うと共に、中国・韓国を含めた五極ユーザー及び五極特許庁とも協調をとり、会員企業の実利ある特許制度調和に向けた活動を継続して実施する。
- ・ B+に係る制度調和議論の各論点に対する JIPA を含む三極ユーザーとしての見解を示したうえで、その後の本議論への JIPA としての参画方法につき、庁側議論の状況等を考慮しつつ再考する。
- ・ WIPO-SCP（特許法常設委員会）の状況を継続監視し、特許制度調和に関して大所高所的で政策的な観点から意見発信を行う。
- ・ アジア諸国他、新興国の国内制度創設・改訂への意見発信を通じ、制度運用の改善を要請していくとともに、現地における最新ビジネス情報（現地企業・市場情報等）の会員企業に対するフィードバックを行う。

② その他のグローバル活動

・ 日中企業連携会議

急激に知財能力の向上が見られる中国に関し、米中貿易摩擦の状況も勘案しながら、これまでの活動成果である中国企業との情報共有インフラも活かして中国の知財情報を正確に把握し、会員企業が中国市場でビジネスを円滑に進めることができるような環境の構築を目指す。

なお、昨年度は COVID-19 の影響により連携会議はオンライン会議主体となった。本年度はそのようなオンライン会議と従来の訪問型会議の長所・短所を見極め、より会員ニーズに資するべく、更なる今後の日中連携会議の運営のあり方を検討していく。

③ WIPO による制度国際化推進への協力

- ・ 昨年度は、第四次産業革命が引き起こす変革に対していかに知財制度が変革すべきかを産学合同で議論をすすめるとともに、WIPO に対して AI 環境下において議論すべき知

財面の課題について JIPA としての意見を取り纏め提示した。本年度も引き続き同様の形態で WIPO との議論を継続する。

2. 2021 年度の部会・協議会等の活動及び新規会員の獲得

(1) COVID-19 対策・収束後の活動のあり方

- ・ 業種別部会、地域別部会、地区協議会、知財問題研究会、少数知財研究会等の活動は、上述のように COVID-19 に関しての東京都（関西等、地方活動の場合は当該地域の公共団体要請も参酌）、厚労省、経団連の方針・要請に従うものとして、基本、会合参加者の人数規模に応じた 3 つの会合形態とするが、会合の内容によってはフェース・ツー・フェースでの意見・情報交換、ケースによっては共感が必要な集合型形式が重要であることも考え、JIPA 事務局と連携しながら柔軟な運営を都度、模索していく。但し、当該活動については、参加する個々の会員会社の出張・会議参加条件等への方針を最優先とする。

(2) 地方会員・少数知財会員の知財活動支援

- ・ 地方会員に向けて設立した東海地区協議会、中国・四国・九州地区協議会や JIPA 知財フォーラム関西等の活動を継続して充実させるとともに、地方会員の知財活動を一層支援していく。
また、昨今の新規加入会員に少数知財会員が増加している傾向から、従来の関西・東海地区の少数知財活動の活性化だけでなく、関東地区での少数知財活動の活動支援を強化していく。

(3) 新規会員の獲得

- ・ スタートアップ・ベンチャー企業、IT 関連企業、第一次産業（農林水産業）関連企業等、裾野の広い産業分野の会員を取り込み、JIPA 会員の拡大を図る。
- ・ COVID-19 対応を行っている地方・中小企業の知財活動上の課題を検討し、支援する。

3. 2021 年度の人材育成（研修）・広報活動

(1) 人材育成

- ・ 『グローバルな事業競争力を高めるための知財活動ができる人材』を育成する研修の企画立案・改編に重点的に取り組む。
- ・ 定例コースの見直しを行うとともに、研修の主体となるオンライン研修を機に、東西海の研修内容の統一、改編を図り、当該研修の検証を実施する。また、臨時研修については、定例コースに変更できないかの検討も行う。

- ・ 地方会員や知財担当者が少人数の会員のニーズを把握し、オンライン研修の長所を生かし、地方会員や少数知財担当者会員の参加しやすいコースの開設も検討する。
- ・ 特別コース／技術者コースの充実化、安定運営を図るとともに、各 T コースの充実化を図る。併せて、会員企業ニーズに合ったタイムリーな新規研修の企画、実施をする。
- ・ JIPA 研修顧客満足度把握と顧客満足度アップに向けたアクションとして、定例全コースについてアンケート（Forms）を実施する。
- ・ オンライン研修については、PC ライブ研修をメインで開催するが、必要に応じてオンデマンド研修とのハイブリッド化も検討していく。

（2）広報活動の活性化

- ・ 情報発信の仕組みを再検討し、広報活動の充実を図る。例えば、テレワーク／リモートワークの普及に鑑み、テレワーク／リモートワークの現場にて情報を見たい会員も存在することから、配信媒体の更なるデジタル化（紙媒体の削減）も検討する。
- ・ 2017 年 4 月から季刊誌「じぱ」を発行してきた。この季刊誌は、専門書ではなく、企業経営層が読んでも解りやすく知財の今の常識や協会活動を知ることができ、会員・非会員を問わず大手中小の企業が知財に興味を持ち、当協会に訪れて頂けるようになることを企図している。発行 4 年を経過し、リモートでのインタビューなど環境に合わせて、継続発展させていく。
- ・ 海外への発信は、英文メルマガ「JIPA マガ」、英文ホームページを継続する。
- ・ 本年度も継続して特許庁・裁判所・国内外諸団体と積極的に意見・情報交換を行うと共に、「知財管理」誌およびホームページ等を利用した有益な情報発信を行う。
- ・ 本年度の第 21 回 JIPA 知財シンポジウムは、昨年度オンラインシンポジウム開催となったことの是非に基づき、シンポジウムのあり方を議論したうえで開催検討する。

4. 2021 年度の JIPA の運営基盤

（1）当協会の運営体制整備

JIPA 事務局及び事務局サポート専門家体制の強化として、

- ・ 法人として相応の外部の弁護士、労務管理に関する産業医などの専門家との協力体制の整備、充実を継続して図る。
- ・ グローバルな多様な課題に対応して協会活動を支える人材の確保

グローバル対応人材（海外知財政府機関、民間諸団体等との人脈作り、ロジ統括、政策プロジェクトの意見づくりサポート等）のミッションを明確化し、適任者は、会員内外からも受け入れる体制を継続して構築していく。

（２）本年度の予算策定

本年度の予算策定にあたっては、COVID-19 の感染状況を受けて、昨年度に引き続き5月時点での状況から本年度全体の状況を見通すことは困難であり、したがって時間の経過とともに活動内容を見直すことを前提に立案した。

収入の2つの柱のうち、会費収入はあまり大きくは減少しないと思われる一方、研修収入については、研修受講者数を9,100名（昨年度の1.5倍）で計画しているが、これは一昨年度と比較すると2/3以下であり、依然として厳しい運営が続くものと考えられる。

支出については、既に定時社員総会は電磁的方法等により行うことにした。また、地域別部会、委員会・プロジェクト・業種別部会活動、海外派遣、シンポジウムなどについては、当面はCOVID-19の感染状況からWEB会議によるオンラインを用いたものを予定しているが、今後、ワクチン接種の進捗などによりCOVID-19の収束がみられた場合、会場費が発生する会合としてどの時点でどのように再開していくかはまだ不明である。

そのためこれらの活動への支出は、予算上は昨年度実績を参考に計上しているが、実際の運用は理事会を通じて調整していかざるを得ない。

支出の中でも、会誌発行や研修運営費のような継続事業は費用削減が難しいが、オンラインによる研修の導入による会場費カットの準備など、可能な限り費用削減に努めていく。

以上のように運営のスリム化を図ったとしても、減収により本年度の収支は約1,400万円弱の赤字になることが予想される。本年度は将来のJIPAの活動や運用を見直す準備の年として位置づけて、予算立案について、会員各社のご理解とご協力をお願いする。

以上